

特 記 仕 様 書

公園施設設置工事（R8）

1. 一般事項

- (1) 本工事に際しては、千葉県土木工事共通仕様書、千葉県土木工事施工管理基準、電気通信設備工事共通仕様書及び白井市建設工事適正化指導要領等の関係法令を遵守すること。
- (2) 本工事に際して通常必要な施工上の対応については、仕様書及び図面に記載がなくとも受注者の負担において処理すること。
- (3) 設計照査（測量、現場条件等含む全ての事項）は、施工計画前に行い、結果について報告すること。
- (4) 本工事の着手に当り、地盤高等の確認のため現況測量を行い、設計図と差異がある場合は監督職員に報告すること。
- (5) 現況測量時には、本工事と既設部分との縦断勾配を測定し、舗装、側溝等に段差などが生じないかを検証し、設計照査の結果と合わせ報告すること。
- (6) 本工事の内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議し監督職員の指示を受けること。
- (7) 本工事においては、機械、仮設、工法等を指定事項としていないことから、施工計画書にあっては、設計照査結果を踏まえた内容で詳細に示したものとし、使用材料承認願と合わせて契約締結後30日以内に提出すること。
- (8) 工事の着手に伴う沿線住民及び関係者への挨拶は工事着手の7日以上前に完了させること。
- (9) 通行規制に伴う、関係者（消防署、路線バス事業者、送迎バス事業者、ごみ収集運搬事業者（市環境課含む）、沿線住民）との協議、調整は工事着手の7日以上前に完了させること。
- (10) 工事における報告、提案、変更など協議事項については、全て工事打合簿によること。
- (11) 設計変更等については、契約書及び千葉県土木共通仕様書に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン」によることとする。
- (12) 本工事におけるゴムチップ舗装の色、コートラインの配置・幅及びサイン（ロゴ、マーク等のグラフィック）の意匠については、施工に先立ち、監督職員と協議し、承認を得た上で施工すること。

2. 環境対策

- (1) 白井市が環境保全活動に取り組んでいることを十分に理解し、温室効果ガスの排出抑制、廃棄物の適正処理、再生材の使用、周辺環境の保全等について本工事に従事する全従業員に周知すると共に実施すること。

また、達成するために施工計画書“環境対策”内に、独立した項目として「環境に配慮した工事実施計画」について記載するものとする。

3. 工事現場管理

- (1) 工事を行う場合は、必要な標識を設置するほか工事区間の起終点に工事名、工事期間等を示す標示板を設置すること。工事期間については、交通上支障を与える実際の期間を記入するものとする。ただし、短期間に完了する軽易な工事については、この限りではない。

また、祝祭日及び休日等で工事を休工している場合は、通行上支障がある看板は全て撤去すること。

4. 建設副産物対策

(1) 共通事項

7. 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を入力システムにより作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

なお、上記各計画書及び各実施書の作成に当たっては「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」を用いて登録・作成しなければならない。

◎ 作成対象工事

請負金額100万円以上のすべての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず作成する。

【注意事項等】

- ・ 建設副産物情報交換システム - コブリス・プラス - の入手方法。

国土交通省リサイクルホームページよりダウンロード

- ・ コブリス・プラスの入力・操作方法等の問合せ先。

(財)日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター

TEL 03-3505-0410

イ. 建設副産物の処理に先立ち、建設副産物処分承認申請書を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。

ウ. 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提出するとともに、同契約書の写しを提出すること。

エ. 建設副産物の処理完了後、速やかに別紙の「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提出し確認を受けること。

オ. 建設副産物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のD表及びE表の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終

了時に登録した情報をパソコンにより印刷し提出すること。

5. 建設リサイクル法

(1) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

7. 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年度法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

なお、建設工事請負契約書「6. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条第 1 項に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等した施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、その書面は、「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

(2) 受注者からの事前説明に関する事項

7. 建設リサイクル法第 12 条の対象となる建設工事の受注者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面（説明書）を提出し事前説明を行うこととする。
4. 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

6. 過積載による違法運行防止

- (1) 本工事の施工に際しては、道路交通法に基づき工事現場における過積載による違法運行防止の一層の徹底を図るために必要な対策を講じ、もって適正かつ円滑な工事の実施に資すること。

(2) 遵守事項

受注者は、工事の施工にあたっては次の事項を遵守すること。

7. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
4. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
4. 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受けるなど過積載を助長することのないようにすること。

- エ. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着、又は不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- オ. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあって、下請事業者及び骨材納入者の利益を不当に害することのないようにすること。
- カ. 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
- キ. 建設機械に係る燃料については、適正なものを使用し、不法な燃料（重油に灯油を混入した燃料等）は絶対に使用してはならない。

以上のことを下請業者にも十分指導すること。

(3) 施工計画

受注者は、工事の施工計画にあたって過積載による違法運行防止対策に係る遵守事項等を考慮し施工計画書に関係事項を記載すること。

7. 現場測量

受注者は、施工に先立ち現況測量の実施及び計画縦横断を策定し、監督職員の確認を受けなければならない。なお、監督職員が不要とした場合は、この限りではない。

8. 提出書類

- (1) 工事完成図については検査終了後、以下のとおり提出すること。

製本 観音開き A3 1部 （表紙サイズ A4）

- (2) 工事完成図の表紙は以下のとおりとすること。

令和〇〇年度	
工 事 名 :	_____
工 事 場 所 :	_____
完 成 図	
受 注 者 :	_____
発 注 者 :	白井市 都市建設部 都市計画課

条件明示

項 目	事 項										
工 程 関 係	・ 本工事の作業時間は8:00～17:00とするが、施工時間については警察等の指示に従うものとする。 ・ 工期は、契約締結の翌日から令和8年12月25日までとする。 ・ 工期算定にあたっては、休日等に、土曜日・日曜日・祝日、夏期休暇及び年末年始休暇、準備期間及び片付け・書類作成期間を含んだ日数としていることを注意すること。 なお、工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。 <table border="1"> <tr> <td>準備期間（遊具製作期間と重複）</td><td>30 日間</td></tr> <tr> <td>後片付け期間</td><td>20 日間</td></tr> <tr> <td>雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日＋天候等による作業不能日）／実働日数</td><td>0.78</td></tr> <tr> <td>うち休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）</td><td>13 日間</td></tr> <tr> <td>その他の不稼働日数</td><td>0 日間</td></tr> </table>	準備期間（遊具製作期間と重複）	30 日間	後片付け期間	20 日間	雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78	うち休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）	13 日間	その他の不稼働日数	0 日間
準備期間（遊具製作期間と重複）	30 日間										
後片付け期間	20 日間										
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78										
うち休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）	13 日間										
その他の不稼働日数	0 日間										
施 工 関 係	・ 工事箇所付近にブロック塀及び垣根等工作物がある場合、損傷を与えないよう注意して施工すること。施工方法が原因で工作物に破損等が生じた場合は、受注者の責任において処理すること。 ・ 工事終了後、検査において目視確認が出来ない工種については、写真撮影により施工状況及び確認が出来るようにすること。写真等により確認が出来ない場合には、掘起し及び破壊等により確認することもあるので注意すること。なお、その際の復旧範囲は監督職員の指示によるものとし、掘起し、破壊及び復旧等にかかる費用については受注者の負担となるので注意すること。										
用 地 関 係	・ 工事の施工により、境界杭及び占有者の鉾等に影響を与える恐れのある場合は、事前に境界測量及び写真管理等を実施し、施工後、確実に原型復旧すること。 ・ 工事用仮設道路・資機材置き場等で必要な借地、及びこれに伴う諸手続きについては、受注者側で対応すること。特に「農地の一時転用」については、事前に市の農業委員会等と調整し許可を得ること。 ・ 借地等の復旧については、原形復旧を原則とし、所有者、管理者等と立会いの上、借地期間内に返還まで完了すること。 ・ 借地等の復旧箇所については、着手前の状況を写真や測量成果等で記録するとともに、境界杭や構造物の移動については印照点等を設けるなど適切な管理を行い、必要に応じて所有者の立会いを実施し了解を得たうえで着工しなければならない。										

公害対策関係	・ 建設機械・設備は騒音防止及び排出ガス対策型機械の使用を原則とする。 ・ 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行うこと。 ・ 現場発生残土等各種資材を搬出する際は、運搬車両等から土砂を確実に除去してから一般道へ出ること。なお、一般道が当該工事による原因で破損及び汚れた場合は、受注者の責任において処理すること。また、現場より発生する伐採、資材梱包材等その他の廃材については、各廃材処分場にて適正に処分すること。
安全対策関係	・ 工事の施工にあたっては、交通誘導警備員及び保安施設を適切に配置し、公園利用者及び一般交通に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。 ・ 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、4人を計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件や現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議すること。 ・ 工事施工箇所及びその周辺において、周囲住民（特に学童・幼児）の立ち入りによる事故の無いよう施工区域を明確にし、作業時の機械等の安全管理及び危険な場所への立ち入り禁止等の立て札、柵等を設置すること。 ・ 工事施工箇所で、工事関係者以外の車両及び人が通行する場合などにあたって、注意を要する時は、当該箇所にバリケード及び照明灯等を監督職員と協議のうえ設置すること。 ・ 交通規制の影響により、周辺私道へ通過車両が進入することの無いよう誘導すること。 ・ 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯・バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。 ・ 交通誘導警備員の配置場所については監督職員と協議するものとする。なお、近接工事などで交通量が著しく増減した場合や、現場条件に著しい変更が生じた場合を除き原則として設計変更の対象としない。
工事用道路関係	・ 公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、所轄の警察署への届出及び道路管理者への使用申請を提出すること。 ・ 公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、交通整理、安全管理を十分に行い、事故・苦情がないようにすること。また、道路及び付属施設を破損した場合は、受注者の責任において速やかに原型復旧すること。
仮設備関係	・ 仮設工は、撤去を原則とする。 ・ 掘削の深さが1.5mを超える場合には、原則として、仮設土留工を施すものとする。 ・ 構造は受注者の責任において施工するものとする。

建設副産物関係	- 本工事の施工において発生する建設残土及び建設廃棄物の処分については、下記の処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。 - なお、受注者の都合による処分先の変更については原則として設計変更しない。 <table border="1" data-bbox="501 320 1452 517"> <thead> <tr> <th>種 別</th><th>数 量</th><th>地区・場所</th><th>運搬距離</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	種 別	数 量	地区・場所	運搬距離												
種 別	数 量	地区・場所	運搬距離														
工事支障物件等	本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業と連絡を十分に行うこと。 <table border="1" data-bbox="486 629 1426 728"> <thead> <tr> <th>支障物件等</th><th>管 理 者</th><th>位 置</th><th>工 事 方 法</th><th>移 設 時 期</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	支障物件等	管 理 者	位 置	工 事 方 法	移 設 時 期											
支障物件等	管 理 者	位 置	工 事 方 法	移 設 時 期													
法定外の労災保険の付保	本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。																
そ の 他																	